

〈保護者の皆様へ〉

感染症にかか多場合、回復（治癒）して登園する際に、登園届・意見書の用紙を提出して頂きます。

感染症によって提出する書類が違いますので、下記の表をご確認ください。

■書類の提出が必要な感染症と登園のめやす・提出書類一覧

感染症名	登園のめやす	園に提出する書類	
		登園届 (保護者記入)	意見書 (医師記入)
インフルエンザ	発生した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること	○	
新型コロナウイルス感染症	発生した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること（※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）	○	
風しん	発しんが消失していること	○	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること	○	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	○	
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること	○	
百日咳	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	○	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能性である）	○	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	○	
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること	○	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること	○	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	○	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	○	
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと	○	
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	○	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	○	
帯状疱疹	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること	○	
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	○	
伝染性膿痂しん（とびひ）	病変部を塗り薬で処置し、浸出液がしみ出さないようにガーゼ等で覆っていること	○	
アタマジラミ症	駆除を開始していること	○	
その他	医師の意見を聞き、集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症	○	
麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過していること		○
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること		○
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消滅していること		○
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		○